BB　災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

BC_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0181
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0253

BD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00110
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

$BD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066

$BD_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00104
　　イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00109

BE　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に

BB　災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号による災害に係る災害廃棄物処理対策並びに平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年7月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に係る元利償還金

BC_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0011
　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

BD_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00110
　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

$BD_{元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066

BE　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に